

## 上田市公文書館条例制定について

### 1 制定の趣旨

令和元年 9 月 1 日に開館を予定する上田市公文書館を設置することに伴い、地方自治法及び公文書館法の規定に基づき、設置及びその管理に関する事項を定めるため、本条例を制定する。

### 2 制定の背景

- 平成 22 年 9 月議会において「上田市立文書館設置を求める請願（平成 22 年 8 月 31 日 上田・東御・小県地域史連絡協議会）」が採択されたことを契機として、設置の準備を進めてきた上田市公文書館を、令和元年 9 月 1 日に開館する予定である。
- 公文書館とは、歴史的に重要な公文書等を適切に保存し、市民が主体的に利用できる施設であり、現在よりもより将来の市民に対しても、知る権利を保障し、市の説明責任を果たしていく重要な役割を担っている。

### 3 公文書館の概要

- 名称及び位置  
上田市公文書館 上田市東内 2 5 6 4 番地 1（丸子郷土博物館に併設）
- 開館時間  
午前 9 時から午後 5 時まで
- 休館日  
毎週月曜日、休日の翌日、年末年始
- 上田市公文書館運営協議会の設置  
公文書館の円滑な運営を図るため、有識者等 5 人からなる協議会を設置する。

### 4 施行期日

令和元年 9 月 1 日から施行する。